

上海市人民政府 宗明 副市長

CC：上海市人民政府 尚玉英副秘書長

CC：上海市商務委員会 華源主任

平素より在上海日系企業のビジネス環境整備にご配慮とご支持をいただいていることに感謝申し上げます。とりわけ本年は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日系企業は様々な困難に直面しましたが、上海市政府のご支援により乗り越えることができました。改めて御礼申し上げます。

さて、このたび、上海市のより良いビジネス環境の創出に貢献すべく、昨年引き続き在上海日系企業が直面するビジネス上の課題をもとに「上海市のビジネス環境改善に向けた建議」をとりまとめましたので、別添のとおり提出いたします。

昨年、100項目からなる建議を提出した後、上海市政府から、各項目に対する回答を書面で頂戴するとともに、年末12月30日には楊朝商務委員会副主任（当時）及び各部局担当者に日本貿易振興機構オフィスにお越しいただき、直接ご説明をいただきました。更に、防疫措置の落ち着いた9月、特に金融をテーマとした分科会を開催し、金融担当部門と日系企業の直接の対話を実現しました。またこの間、上海税関とも数次にわたり意見交換を実施しました。こうした取組を通じて、いくつかの建議項目について解決することができました。

今回の建議は、75項目からなります。昨年から引き続き提起している建議項目も含まれておりますが、日系企業としては問題解決が図られているとは考えておらず、一層の改善を期待するものです。市政府関連部門と相互に意思疎通を図り、これら問題の具体的な解決につなげるためにも、第2回以降の分科会を、金融以外の分野においても早期に開催いただけるよう、改めてお願いいたします。

また、国家レベルでの検討が必要とされるものについては、中国日本商会とも協力し、商務部等の関連部門とも議論をしていく所存です。上海市政府におかれては、自由貿易試験区を活用し、他地域に先駆けて国家レベルの取組を進めていただけることを期待しております。

いち早く成長軌道に戻った中国経済に日系企業は大いに期待するとともに、その発展に引き続き貢献してまいります。本建議をもとに、上海市のビジネス環境がより一層改善されていくことを切に願っております。

2020年12月18日
上海日本商工クラブ理事長
石原 至
ジェトロ上海事務所首席代表
水田 賢治
在上海日本国総領事（大使）
磯俣 秋男

「2020年上海市のビジネス環境改善に向けた建議」

大項目	小項目	2020年度建議	効果	
1	I. 環境規制	1. 法制度に起因する問題	引き続き市政府は産業別・開発区別の中長期的な環境規制を明示し、工場移転を求める際には、適切な移転先の紹介や十分な移転補償を準備して頂きたい。	企業が中長期的な事業計画を立てやすくなり、上海における事業を行いやすくなる。
2			技術的な観点、関係各方面の意見聴取、審査などの手続きを取る点は歓迎するものの、引き続き費用対効果を再度検討し、規制値のバランスを見直し、適正化を図って頂きたい。	費用対効果の改善により、企業の対策コスト削減が図られ、納税額の増加や再投資に繋がる可能性がある。
3			環境保護評価の自主検収に係る細則に関する市政府の活動を歓迎する。政府監査の可否基準や自主検収ガイドラインを整備するとともに、環境法執行にあたる職員が所持する法執行証明書の雛形を関係部門HP等に掲載し、検査時に検査員の身分と職責を明らかにすることを義務付けて頂きたい。	企業の自主検収に関する書類作成のレベルアップにつながり、政府監査における検収作業コストと時間の節約につながる。また検査の正当性が証明されることで、企業側もきちんとした対応を執ることができる。
4			生産設備増設等申請の審査期間の短縮については、環境評価書類の許認可期間の短縮、申請用資料の減少などの対応に感謝。審査に通らなかった場合の不許可の理由を明記するなどの対応に感謝する。当該措置の厳格な実施をお願いしたい。	企業が事業計画を立てやすくなるとともに、不許可理由を理解することで、対策を立てることが可能になるなど、事業環境の整備につながる。
5		2. 政府役人等の運用に起因する問題	相談と関連業務に対応する窓口を設置頂いたことには感謝する。引き続き清廉就業規則の厳格な実施をお願いしたい。	法執行の透明性が向上し、事業環境の改善につながる、
6			悪質な環境コンサルタント、不良な環境設備やその製造業者の取り締まりを引き続き強化して頂きたい。環境影響評価機構に対する信用評価、規律違反の処分結果の公表方法をお教え頂きたい。	企業の不必要な環境投資を防ぐとともに、優良業者の選考がしやすくなり、優良企業の育成にもつながる。
7			企業への環境関連の情報提供は引き続きお願いしたい。また「上海市環境保護に関わる公務員清廉就業規範」の規定の厳格な執行をお願いするとともに、引き続き企業に対する設置命令、測定命令には根拠を示し、必要最小限の行政指導として頂きたい。	法執行の透明性が向上し、企業側が行政指導の根拠を明確に理解することができ、事業環境の改善につながる。
8			一部の区では、前日夜に情報が展開され、翌日から対応する必要があるという事例もあるところ、企業が必要な対応を取るための時間やコストについて十分配慮いただき、過剰な生産制限命令の抑制と十分な周知期間の確保を図って頂きたい。	予見性が向上し、企業が生産計画を立てやすくなり、事業環境の整備につながる。

大項目	小項目	2020年度建議	効果
9	3. 産業廃棄物の処理場の不足	全般的な処理能力拡張は歓迎するものの、処理事業者単位での処理能力が制限されているために、依然として問題解消には至っていない。適切な処理事業者を誘致して産業廃棄物の処理能力を拡充して頂きたい。また長江デルタ一体化発展計画において危険廃棄物の越境移動について一体的な標準と管理制度を構築するとしており、越境処理を安定的に利用できるよう、早期に配送、登録等の基準の整備をお願いしたい。	企業活動におけるコスト低減と、事業環境の整備につながる。
10	4. 塗料などの危険物の保管場所の確保	電子材料用途で使用される化学物質は、ごくわずかな不純物でも使用できなくなる場合があるため、クリーンルームで使用されることが多い。このような用途に使用される危険化学品は、危険化学品倉庫の要件を満たす場所で保管することにより、精密な電子材料の製造開発などに必要な物質を使えなくなる場合がある。例えば少量である場合にはクリーンルームを保管場所として認めて頂くなど、環境・安全のリスクが低い場合は危険化学品の保管場所について要件緩和など配慮頂きたい。	企業活動におけるコスト低減と、事業環境の整備につながる。
11	5. サプライチェーンに配慮した猶予期間の設定	環境保護法および上海市環境保護条例において生産停止等の措置が可能である点は理解しており、企業も原料サプライヤー等の法規制遵守状況の確認は必要と認識している。一方で、新たな環境規制導入や規制値強化により環境規制が強化される場合には、その対応に時間がかかる場合もあるため、引き続き法令の内容を十分に周知するとともに、被規制業種が対策を講じるのに相応な猶予期間を確保して頂きたい。	事業における予見性を得られることで、企業の事業計画が立てやすくなり、リスク管理も行いやすくなるなど、事業環境の整備につながる。
12	6. 資源リサイクルビジネスの促進	上海市は資源リサイクルに取り組んでおり、改善が進んでいる。一方で未だにリサイクルできない廃棄物もあることから、こうした廃棄物の再資源化をより一層進めて頂きたい。そのために引き続き環境にやさしい処理事業者を保護・育成しつつ、高度な処理技術を持つリサイクル事業者の参入の促進などに取り組んで頂きたい。	リサイクル産業を育成・新規参入を促進することで、資源の効率的な利用が進み、最終処分量が減少し、用地の有効活用にもつながる。さらに環境先進都市としての位置づけも得られる。
13	7. 土壌汚染防止法の施行後の市政府による体制整備	土壌汚染修復にあたって、農地、建設用地の汚染責任の認定方法の策定は歓迎する。一方で土壌汚染には高額な費用が掛かることから、汚染の処分責任者を決定するにあたり第三者機関を設立するなど、市政府による体制の整備をお願いしたい。	公平な調査・審査機関による判断がなされることで、企業側の納得感も増し、事業環境の改善にもつながる。

大項目	小項目	2020年度建議	効果
14 Ⅱ. 安全規制	1. 危険化学品の取り扱い	2018年建議に対する「上海市における提言等」において、新たな危険化学品倉庫の認可を速やかに実施するとの回答を頂いているが、外高橋保税区の危険化学品倉庫は依然として不足している。外高橋保税区では、危険化学品倉庫に関する危険化学品経営許可が得られていても、外高橋税関が危険化学品の持込みを承認していないため倉庫を使用できない状況にある。速やかに使用開始できるよう、引き続きご支援頂きたい。	危険化学品(危険貨物)の鑑定が必須となっており、通関前に危険化学品を保管する機会が増えている。適切に維持管理できる倉庫の使用が再開されることで、危険化学品による事故等を防ぐことができる。
15		危険化学品の鑑定を行うための少量サンプルの輸入であっても、通関の鑑定を求められる。このため、少量サンプルを2つ用意する必要があり、通関の鑑定が終わらないと危険化学品の鑑定が実施できない状況が発生している。どちらの鑑定も主に危険化学品の物理化学的危険性を確認するためのものであることから、危険化学品の鑑定のためのサンプル輸入については、通関の鑑定を免除するなど軽減措置を行っていただきたい。	少量サンプルであっても高額な製品もあるため、企業にとっては費用・時間とも現状負担であるため、改善につながる。
16		危険化学品鑑定用サンプルや安全性試験用のサンプル等少量のサンプルについて、危険化学品に関する登記や経営許可が不要となるよう、引き続き中央当局への提言を継続いただきたい。	既存の法規制・標準を明確なものとし、事業者及び行政当局の法の遵守が円滑化される。
17		2020年1月1日より危険貨物道路運輸安全管理弁法が施行され、少量危険化学品の一般品との混載ルールが実現された。各区毎に本弁法の運用に差が出ないようにして頂きたい。また、危険貨物の多くは上海市から江蘇省など周辺地域に輸送されることから、広域で運用が共通になるよう働きかけを行っていただきたい。	物流が効率化することにより、運輸由来の環境負荷が低減される。
18		主要責任者の運用については、各企業の事業実態に適合した形で運用を柔軟化していただいている。引き続き、過度な負担が企業に生じないよう、生産経営活動や安全生産活動の責任者が主要責任人となれるようお願いしたい。	実態に即した運用となり、行政としても企業の実態把握が可能となる。

大項目	小項目	2020年度建議	効果
19		<p>混合率が70%に満たない危険化学品であっても危険学品目録実施指南(試行)で求められていない物理危険性の鑑定を求められる事が多い。担当官ごと、区ごとに判断が統一されておらず、各区共通となる指南を作成いただき公開していただきたい。</p>	<p>上海市の複数の区に工場を持つ企業は、担当官ごと、区ごとに運用が異なることで、対応に違いが生じている状況。運用が共通化されることで、より円滑な事業運営が可能となり、上海市の事業環境がより魅力的なものとなる。</p>
20		<p>2018年に危険化学品経営許可のシステムが変更になって以降、「危险化学品经营许可证核发办事指南」が更新されていないため、申請にあたり都度担当官に確認する必要がある。現状の手続きに必要な書類、手続き方法、システムの使用方法等に合わせた「危险化学品经营许可证核发办事指南」の作成・公表を希望する。また、易制毒、易制爆等の手続きについても指南を作成し公表することを希望する。</p>	<p>指南に従い準備を行うことで、事務手続きを円滑に行うことができる。また、各区毎の運用の差を減らすことができる。</p>
21		<p>2018年10月31日に上海浦东国际机场货运站有限公司及び東方航空物流股份有限公司の貨站事业部安檢站からそれぞれ出された通知広告(安檢站[2018]101号)により、0.3Whを超える电容(コンデンサ)は危険品として取り扱われることになったが、それに該当しない場合も、両社の貨站事业部安檢站的指示により上海化工院から発行される鑑定書原本を毎回提出することとなっている。安全規制上の指示で有り、政府による監督に基づくものと思料される。同様の鑑定書原本の提出が行われている青島空港の例では、初回のみ鑑定書原本の提出が必要であり、一度提出するとシステムに登録されるため、鑑定書原本の毎回提出は不要となっている。</p> <p>0.3Whを超えない製品については、鑑定書の原本の提出の免除(青島同様のシステム又はコピー等による代替等)を許可いただきたい。</p>	<p>他都市の効率的な規制と同等のものとする事で、上海の空港の魅力を向上させる。</p>
22	2. 消防規制	<p>様々なツールを通じて情報公開に努められていると理解しているが、消防に係る規制や基準が改正された際には、より速やかに通知するとともに、必要な場合には準備対応するための相応の猶予期間を頂きたく、引き続き中央当局への提言を継続していただきたい。</p>	<p>消防規制の遵守及びより効率的な執行が実現される。</p>

	大項目	小項目	2020年度建議	効果
23	Ⅲ. 貿易	1. 事前教示の確立	輸入申告を行う企業として正しいHSコードでの申告を心がけている。税関総署令236号により事前教示制度が明確化されているが、更なる照会期限の短縮化や税関に対する事前照会制度等(または参考意見を求められる制度)を設ける事でHSコードの不一致の低減に向けた改善をして頂きたい。税関としても正しい申告が増えるメリットがある為、制度の見直しをして欲しい。	既にある制度を企業がより使いやすくするための建議であり、本年3月の政府活動報告「通関の円滑化水準の向上を急ぐ」の通関の円滑化水準の向上に合致する。
24		2. 通関一体化	全国通関一体化改革により税額の査定が貨物引取許可後に行われることとなり、今まで以上に正確な知識を持ち申告を行うことが求められている。特にHSコードの決定については、商品知識の他に分類に関する正確な理解が必要であり、難易度が非常に高い。そこで、税関による“預裁定制度”を活用することになるが、預裁定制度は輸入開始90日前の貨物を対象とするなど、日中間の近距離間の貿易を前提とした場合において90日以上前から取引が決まることは、ほぼ無く、利用したいが実際に利用出来ない状況となる事もある。 HSコードの決定に際して、企業が頼れる先が関税分類コンサル会社であるが、作成される「分類意見書」についても税関センターの裁定と異なる場合がある。税関法第62条の趣旨を理解しているからこそ、正しい申告を常に心がけているが、分類に関するサポート体制を充実させ、安心して通関できる体制を確立させて欲しい。 (当該建議は、税関からの紹介によるコンサルと税関の決定するHSコードの齟齬により、後追いで税金の徴収が発生する場合があります、建議No.23内容にて上海税関に対応して頂けるならば、大幅な解決に繋がるもの)	予見可能性が向上し事業環境の改善につながるものである。HSコードの決定は通関の重要な要素の1つであり、本年3月の政府活動報告「通関の円滑化水準の向上を急ぐ」の通関の円滑化水準の向上に合致する。
25		3. 通関手続付属書類の簡素化	税関はペーパーレス化改革に取り組んでおり、以前に比べて簡素化ははかられているが、通関手続の際、担当官によっては、本来不要である書類の提出を求められる事例もある。通関の円滑化水準向上の観点より、統一された書類の要求として頂きたい。	本年3月の政府活動報告「通関の円滑化水準の向上を急ぐ」の通関の円滑化水準の向上に合致する。
26		4. AEO認証	認証に通らなかった企業は、1年以内に税関に認証の再申請をしてはならない」と規定されているが、問題点を改善した企業は再認証の申請を早期に行えるように改正をお願いしたい。当地において貿易に従事する企業にとってAEO認証されることのメリットは大きく、認証されない期間が長期に渡るとビジネスに与える影響も大きい。	既にある制度を企業がより使いやすくするための建議であり、本年3月の政府活動報告「通関の円滑化水準の向上を急ぐ」の通関の円滑化水準の向上に合致する。

	大項目	小項目	2020年度建議	効果
27		5. 調査対応	複数の税関組織からの調査を度々受けており、実務対応の負担は大きく、事後調査制度を確立するなど、企業の負担をなくす仕組みを考えてほしい。	企業側の負担が軽減し、税関の業務も効率化する。
28	IV. 金融	1. 金融市場の自由化	金融自由化に向けた動きをさらに加速するとともに、今後上海での取組を想定している各種施策のスケジュール及び具体的な政策等について明確化して頂きたい。	上海市側による金融市場の自由化のロードマップについての見方をご教示いただくことで、企業が今後の企業経営に生かすことが可能となる。
29		2. 為替管理 (1) 外為管理規制	域外貸付業務などの際、外貨・元の対外支払に対する取引ができない事例が発生しており、法令法規で明確な禁止規定がない限り決済に制限をかけない等、透明性の高い運用を行って頂きたい。また、金額・資金使途・域外での両替可否など細かい口頭指導は相変わらずたくさん存在しており、基準を統一した運用・解釈をお願いしたい。	企業の実需に基づく合法的な対外決済に支障をきたせば、対中投資に対する潜在的リスクととらえられかねないが、そういったリスクを払拭できる。
30		(2) 両替	個人の外貨人民元両替限度額は10年以上にわたりUSD5万/年のままであり、中国における物価水準の上昇、人民元高等に伴い、両替限度額を超過する事例が頻発している。ついては、 ①個人の外貨人民元両替限度額の拡大 ②個人口座に対する国外からの人民元クロスボーダー送金の解禁を要望する。	両替限度額を拡大することにより駐在員等の生活に支障が出ることを回避できる。
31		3. 資金管理 (1) 短期資金管理	現在、銀行管理監督委員会(CBRC)の指導に基づき、短期運転資金のロールオーバー借入が出来ず、資金調達環境は柔軟性を欠いているため、当該指導を撤回して頂きたい。	企業側のコスト低減に資する。

大項目	小項目	2020年度建議	効果
32		<p>2015年8月6日付「最高人民法院關於審理民間借貸案件適用法律若干問題的規定」で企業間の金銭貸借が認められたにもかかわらず、人民銀行「貸款通則」には人民銀行から許可を取得した金融機関のみが貸付業務を可能とする条文(21条)が残るため、企業グループ内を含めた企業間の転貸が出来ない状況にある。この転貸禁止ルールを廃止して頂きたい。</p>	<p>企業側の混乱を回避できるとともに、2017年3月の上海自貿区の改革開放の全面深化法案における、情報の相互連絡・共有する政府サービス体系に添う。</p>
33	(2)グループファイナンスと税制	<p>現行規程上、銀行から借りた資金(或いは社債発行で調達した資金)を同じ金利条件で同じ企業グループに属している会社へ転貸する場合(“統借統還”)のみ、増値税が免税扱いとなっているが、銀行の金利にスプレッドを付加して転貸した場合には付加後金利(銀行金利+スプレッド)全てが課税対象となり、コスト増加の要因であることからグループファイナンス拡大の妨げとなっている。この点につき、他国と同様にスプレッド分のみ課税対象とするよう規定を見直して頂きたい。</p>	<p>課税対象の見直しが可能になれば、企業のコストは低減する。</p>
34		<p>過小資本税制において、企業は関連会社からの借入がその純資産の2倍(金融会社は5倍)を上回る部分を損金処理できない場合があり、グループファイナンス拡大の妨げになっている。この係数(関連会社からの借入÷純資産)を計算する際に、関連会社へ転貸するために他の関連会社から調達した金額を除外できるよう、規程を見直し及び明確な通達の形で明文化して頂きたい。 また、金融当局だけでなく、税務当局からの支援もお願いしたい。</p>	<p>この借入の計算が可能になれば、より多くの資金を関連会社に貸付けすることが可能となる。</p>
35		<p>グループ内の資金調達を一元化し効率化を目指すに際して、グループファイナンスを目的とした銀行借入の資金について、その用途の柔軟性を高める検討をお願いしたい。グループ内の会社による固定資産や株式の取得などのうち、事業会社の経済活動に一定の合理性が認められる取引については、グループファイナンスによる調達資金の活用を可能とするよう検討していただきたい。</p>	<p>銀行借入資金の用途の柔軟性が高まることで、事業会社の経済活動への制約が少なくなると共に、資金調達の効率性が高まる。</p>

大項目	小項目	2020年度建議	効果
36		国家外貨管理局2019年28号通達ではサービス貿易チェック簡素化の内容が織り込まれているものの、実施細則は公布されていない。可能であれば、上海市外貨管理局と関連部門に、共同で実施マニュアルを編成いただきたい。	貨物のように実体が見えづらい取引についても、送金ができる。(冒頭の、金融市場の自由化ロードマップとも関連)
37		上海市における銀行及び保険会社の董事、監事、高級管理人の任職資格承認に当たっては、北京の銀行保険監督管理委員会における試験受験後に、承認の前提条件として、上海銀行保険監督管理局による面談を上海市において受ける必要がある。海外から上海に赴任する外国人董事、監事、高級管理人は、任職資格の承認を受けるために、北京に海外出張した約1か月後に、上海銀行保険監督管理局による面談のため上海に海外出張する必要があり、負担となっている。最近ではオンライン会議等も一般的になってきているため、上海銀行保険監督管理局による面談はオンラインで実施する方法も選択可能としていただきたい。	より効率的な面談の運営により、企業の事務コストダウン等に資する。
38	V. 税務 1. 税制	諸外国で導入されている連結納税制度(Tax consolidation/ combined reporting)の中国への導入を検討いただきたい。 なお、連結納税制度とは親会社と同一視する一定の子会社集団を含めて企業集団全体を一つの「課税単位」とみなし課税する制度であり、日欧米等の先進国では既にこの連結納税制度を導入済みである。こうした中、在中国企業に対して企業組織に係る法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、導入を検討頂きたい。	連結納税制度は企業にとってメリットがあるものであり、導入により外資系企業の中国への投資促進が期待できる。
39		税務上の繰越欠損金について、現状のルールでは繰越年限は5年となっているが、この繰越期限をさらに長く設定して頂きたい。 繰越欠損金の繰越期間が5年と言うのは国際的に見ても最低水準にとどまっておらず、繰越期間を無制限としている国も多い。中国企業としても企業組織に係る法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、延長を検討頂きたい。	中国経済の変化に影響を受けにくい安定的な企業経営が可能になり、中国経済の安定化にも繋がる(なお、香港では繰越年限そのものが存在しない。)
40		増値税や消費税等の税制が変更された際、実施要領を前広に発布頂き、適用開始までの間、企業側に十分な準備をするための猶予を頂きたい。 なお最近の例では19年増値税改革に関しては実施要領の発布から適用開始まで1週間程度しか余裕がなかった。一般的には、少なくとも1ヶ月程度の猶予は必要と考えている。	リードタイムが与えられることにより企業側のミスも少なくなり、行政・企業双方の負担軽減につながる。

大項目	小項目	2020年度建議	効果
41	2. 税制運用	輸出取引における増値税還付手続きを簡素化、迅速化して頂きたい。 2017年の輸出還付手続きの電子化等の取り組みにより迅速化が進められていると承知しているが、現在でも6～8営業日を要しており、企業としては一層の迅速化をお願いしたい。	企業の税負担・業務上の負担が軽減されるほか、還付入金迄の期間の短縮が期待され、安定的な企業運営が可能になる。
42		判決に基づき経済補償金相当額の賠償金を支払う際は源泉徴収義務を免除する等の特例措置を検討して頂きたい。 ※元従業員に対する解雇に関わる裁判の判決にて決定した経済補償金相当額の賠償金を支払う際、所得税の源泉徴収を行った上で残額を支払ったところ、判決額に満たないとして強制執行を申し立てられた。執行異議申し立てを行い反論したが、会社側の主張は認められず、判決額と同一額を支払ってないことを理由に異議申し立てが却下された。その後、税務局に当該判決をもって相談に行ったが、正しい金額を納税しているので、判決の妥当性は別にして、納税された金額を返金することはできないと断られた。このように裁判所と税務当局の見解の違いに挟まれ、結果的に二重払いとなってしまった。	税金の二重払い及びそれに関連した各種対応が避けられる。
43	3. 物流事業者に対する徴税	倉庫開発で政府からの開発許可条件として課される「納税ノルマ」を、物流事業者に対しては免除頂きたい。	物流事業者に対する「納税ノルマ」の免除により、このような問題が解消され、上海市の物流を一層活性化することができる。
44	VI. 通信 1. 通信事業の参入規制緩和	基礎电信业务及び付加価値电信业务(特にプライベートクラウドを始めとしたクラウド事業)への参入に関する外資規制(合弁会社に限定された参入形態、最低資本金等)の早期の包括的な撤廃に向けて、上海市の中央に対する影響力を行使するとともに、現行制度下の過渡的な措置として、外資系企業による付加価値电信业务参入の明確なモデルケース(ライセンス取得に必要な実務上の要件や手続)を提示いただきたい。	通信事業に関する中国のWTO上のコミットメント(外資出資比率の上限及びサービス提供地域に関する制限の段階的撤廃)の早期達成及び中国情報通信市場における上海市の競争力向上等に寄与する。
45	VII. 都市計画 1. 対象企業への明確な通知	都市計画の必要性から移転を求める場合には、デベロッパーなどからの口頭通知ではなく、移転の根拠を明示した正式な公文書の発行をもって、早期に企業に明確に通知するよう、工業園区に対して指導いただきたい。	政府から公益性が認められれば土地増値税が免除となり、日本企業の移転がスムーズに行われ、既に進出している日本企業の追加投資や、新たに上海市への投資を検討している日本企業の判断にプラスに働く。

大項目	小項目	2020年度建議	効果
46	2. 権利登記にかかる救済措置	早期に進出したため、土地や工場に関する権利登記書について適切に取得及び更新が行えておらず、新規工場建設や土地使用権の譲渡において支障をきたすケースがある。このような場合、問題がすべて企業に起因しているわけではないので、当時の経緯を踏まえて円滑に必要な書類の取得や更新ができるよう、権利登記の整備に関し、地元政府による救済措置を求めたい。	既に進出している日本企業の安定的な事業展開や追加投資につながる可能性がある。
47	3. 区外や市外への移転に係る救済措置	都市計画に基づき、地域の発展に協力するために移転する企業が、それにより労務、税務上の問題に直面することのないよう、配慮いただきたい。具体的には、従業員の経済補償金として算定される額が、現状と比較して非常に低い額にとどまっているため、現実に見合った額を支給していただきたい。	既に進出している日本企業の安定的な事業展開や追加投資につながる可能性がある。
48		上海市内企業の区を跨ぐ移転に関し、税務手続きは以前よりもスムーズに進むようになり感謝している。一方で、法律上は許可を取る必要のない移転元の区政府や街道等の承認をとるよう要求されるケースがあるため、そのようなことがないよう指導していただきたい。	既に進出している日本企業の安定的な事業展開や追加投資につながる可能性がある。
49	4. 賃借人の権益保護	レンタル工場移転の際、補償の対象は工場の所有者であり、賃借人にまで十分な補償が及ばないケースが多い。工場所有者に対し、賃借人への補償をも考慮した契約締結の指導、または既存契約の条項改定などにつき要求指導頂きたい。	既に進出している日本企業の追加投資や、新たに上海市への投資を検討している日本企業の判断にプラスに働く。

大項目	小項目	2020年度建議	効果
50	Ⅷ. 会社運営 1. 就業許可制度	<p>ワンストップサービスがB類にも導入されたとしても、入国後2週間程度は就労できないという問題は解決されないため、一層踏み込んだ改善をお願いしたい。</p> <p>※駐在員は中国政府より発行された「就業許可通知」を受領した上で入国しており、現地法人と労働契約を締結の上、「就業許可証」を申請している。一方、出入国管理法上、就労は(通常「就業許可証」取得後に申請する)「居留許可証」取得後のみ許可されているため、労働契約開始日から「居留許可証」取得までに一か月程度期間を要するが、新任者が一ヶ月程度も就労しないのは現実的ではない。これまで、上海市政府によるオンライン申請の導入や、就業許可申請と居留許可申請の申請順序を逆にする事による両許可証取得までの日数短縮等の取り組みにより、両許可証取得の所要期間については一部短縮化を実現しているものの、未だ所要日数は長いのが実情。また、海外から中国への赴任にあたっては生活に必要な荷物を航空便にて中国に送り、免税を享受できる「簡易通関手続」を取ることが一般的である中、この簡易通関手続は、「居留許可取得前」に行う必要があり、かつ、数日間パスポートを税関に預ける必要があることから、所要日数に影響している。外資系企業としては深刻な課題となっており、については、遅滞なき業務遂行を実現すべく、労働契約開始日から「居留許可証」取得までの期間内の就業要件を緩和頂くか、各許可証の取得に要する期間を短縮頂きたい。</p>	この点改善されることにより、日本の駐在員は人事異動期に当地で遅滞なく業務に従事することができ、会社運営が安定化する。
51	2. 研修制度	上海市食品薬品监督管理局から公布・施行された「上海市食品从业人员食品安全知识培训和考核管理办法」について、研修の内容などに関する細則を示して頂くとともに、企業運営の実態に即した運用となるよう、運用方針の策定前に企業から意見を聴取する場を設定して頂きたい。本件については、まだ研修の実現に至っていないところ、引き続きお願いしたい。	細則を示すことにより、企業が行政の要求に沿った取り組みを適切に行うことができる。また、企業運営の不要なコスト増を防ぎ、業績の停滞を回避することができる。
52	3. 労働法制	2008年1月1日に施行された「労働契約法」第14条における「期間の定めのない労働契約」の条件について、自由度が高まるよう改定又は運用での緩和を要望する。具体的には、初回契約時又は契約更新時に被用者・使用者の合意があれば、「満10年以上勤務」とされているところを「満20年以上勤務」とすることも可としたり、「連続2回にわたり期間のある労働契約を締結した場合」とされているところを「連続10回」とすることも認められることを要望する。	人材の流動性が高まることにより企業の競争力が一層強化される。
53		従業員の報酬決定について、一定割合の下限を設けてその範囲内で企業が報酬引き下げを行うことを可能にするなど、企業による裁量の自由度を拡大していただきたい。	解雇や契約不更新だけでなく、報酬引き下げを含めて従業員の報酬決定の自由度を拡大することで、企業が従業員の労働意欲をより一層コントロールできるようになったり、報酬決定のメリハリをつけることが可能になったりする。

大項目	小項目	2020年度建議	効果
54	4. 業務体制	人民法院の裁判官が多忙であり、企業や弁護士との連絡が取りづらく業務が円滑に進められない状況にあることから、裁判官業務の効率化又は体制の強化をお願いしたい。	事業環境の改善につながる。
55	Ⅸ. サービス産業 1. 養老・介護	リハビリ補助器具社区レンタルの対象となる商品について、追加での協議を行ってほしい。また、まだまだ制度自体の認知度が高まっていないため、更なる周知のための施策を検討いただきたい。	利用者に役立つ商品について、まだ足りていない部分もあるのではないかと考えており、提案をしていきたい。また、福祉用具を購入したいという上海市民に対して、制度の説明をしても、殆どご存知ないことが多く、せつかくの良い制度なので広めていただきたい。
56		住宅改修(老年人居家環境适老化改造試点)の補助金について、補助金申請に係る基準や条件が複雑である。高齢者が制度を理解しやすくなるよう、基準を緩和してほしい。	住宅改修により、既存の住居で暮らす高齢者の生活は、本人、介護者の負担軽減につながる。
57		住宅改修(老年人居家環境适老化改造試点)の補助金について、支給額、支給範囲を増加又は拡大していただきたい。例えば改造の項目に福祉用具(電動介護ベッド、車いす等)を入れていただき、より良い住環境の改善につなげていただきたい。	住宅改修により、既存の住居で暮らす高齢者の生活は、本人、介護者の負担軽減につながる。
58		普惠養老城企聯動專項行動实施方案等で、介護病床を増設するにあたり補助金が支払われているが、給付金だけではなく改造費用や介護用品(電動介護ベッド、手すり等)の現物支給も導入いただきたい。	介護施設の運営企業が安価な商品を高額で購入した差益を別の費用の補填として使われない。補助金で購入した物が、機能的で、かつ品質の高いものが入ることで、施設で有効に長期において活用されるようになる。質と量の両方を満たすことが重要と考える。

大項目	小項目	2020年度建議	効果
59		<p>大人用紙おむつは国際規格 (ISO15621尿吸収用具／評価に関する一般的指針) で、おむつのタイプ (テープ止めタイプ／パンツタイプ) の区分を明確にしており、おむつと組み合わせて使用する補助パッドを規定している。一方、中国ではテープ止めタイプ／パンツタイプ／パッドタイプと種類が存在するが、補助パッド及び補助パッドとの併用が規定されていないことから、補助パッド及び補助パッドとの併用を規定する国際規格 (ISO15621尿吸収用具／評価に関する一般的指針) を、国家標準として、上海市で先行導入して頂きたい。</p>	<p>高齢者が大人用紙オムツを利用する中で、テープ止めタイプの交換は体位交換が必要であることから、高齢者にとっては精神的・身体的負担及び高齢者の紙おむつ交換をする側の身体的負担を強いる。またテープ止めタイプを毎回交換すると、補助パッドを毎回交換するよりもゴミの量が増加し、廃棄に関わる労力がコスト増に繋がる。 国際規格 (ISO15621尿吸収用具／評価に関する一般的指針) を先行導入することで、補助パッドと併用の規定が認知されるとともに高齢者及び排泄ケアにかかわる側の身体的負担の軽減に繋がる。ゴミの量が低減されコスト削減になる。</p>
60		<p>抗菌・抗ウィルスの需要が高まる中、日本と中国でそれぞれ規格が異なるため、新たな規格の制定や兼用性を認めていただきたい。例えば壁紙、床材、建具、手すり、車いす、ベッドなどでは【ISO国際標準化機構】が制定したISO規格や、【JIS日本産業規格】が制定したJIS規格を元に機能性を試験している。【GB中国国家標準規格】でも、ISO規格やJIS規格を参考に新たな規格の制定や、ISO規格、JIS規格との兼用性を認めていただきたい。</p>	<p>抗菌・抗ウィルス商品の採用拡大によって、介護現場での環境改善となりサービス向上が期待できる。</p>
61		<p>上海市老年総合津貼發放管理弁法(2016年5月1日から2021年5月31日まで)において、年齢別に①65-69歳、每人毎月75元。②70-79歳、每人毎月150元。③80-89歳、每人毎月180元。④90-99歳、每人毎月350元。⑤100歳以上、每人毎月600元の現金が給付されている。2021年6月1日以降も上海市老年総合津貼發放管理弁法が継続される場合には、給付金に加えて、医療・介護サービス及び用品を給付する仕組みを導入していただきたい。(介護用品は現物で給付、介護サービスはサービス券で給付など)</p>	<p>中国の市民が医療介護サービスをより利用できるようになれば、上海における医療介護にかかわる国内外の企業の成長・発展に繋がる。企業成長・発展の結果、上海市の高齢者はより良い高齢者福祉商品やサービスの提供を享受できる。</p>
62	<p>X. 上海市の政策 (自由貿易試験区)</p> <p>1. 輸入緩和拡大 (1) 食品</p>	<p>乳製品、肉類、野菜・果物等の青果物等の輸入規制について、引き続き日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき早期の緩和措置の検討をお願いしたい。</p>	<p>中国の市民に多彩で豊富な日本食材を提供できるようになり、市民の食文化がより一層充実し、食生活の質の向上にも繋がり、中国の輸入関税などの収入増や消費の活性化にも貢献できる。</p>

大項目	小項目	2020年度建議	効果
63		福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、一部の食品、農産物に関して輸入の再開を認めていただき感謝するが、引き続き日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき、合理的な範囲の規制となるように見直して頂きたい。	中国の市民に多彩で豊富な日本食材を提供できるようになり、市民の食文化がより一層充実し、食生活の質の向上にも繋がりが、中国の輸入関税などの収入増や消費の活性化にも貢献できる。
64	(2)化粧品・美容品	31年ぶりに改正された化粧品監督管理条例は、付随する各種弁法、通知などが続々出ており、今後実際の運用面での変化が想定される。特に、日本語の漢字表記がある日系輸入化粧品について、「医薬部外品」などの原包装上の漢字表記に対してオーバーラベルを求めるような規制が見込まれており、パッケージ外観を損なうなど、商品価値の低下に繋がることを懸念する。2021年以降の条例等の本格施行に向けて、上海市に多く所在する日系化粧品企業にとってはこのような様々な対応が想定される為、パッケージ表記方法を始めとして、日系企業のみが過度な負担を負うことがないよう合理的かつ公平な運用制度に緩和して頂きたい。	中国国内に広く販売展開する日系化粧品企業が、輸入化粧品の原包装表記の言語に関係なく、他国輸入品に比べて競争力が落ちずに、従来通りの輸入販売体制が維持することが出来る。また、中国専用資材などに変更されることなく、日系輸入化粧品の安全・安心感を損なわずに魅力的な商品を中国消費者へ届けることができる。
65		少量（税関判定）の自用化粧品の輸入については、「輸入化粧品検査検疫監督管理条例」（総局令第143号）に基づき許認可無しで合理的な数量を輸入可能であるが、総局令第143号には具体的な数量の範囲は示されていない。登録、備案中の製品であれば、許認可前であっても使用目的（社内教育など）とサンプル管理を十分に行うことを条件に輸入を認める簡易届出制度の制定を要望する。	広い中国全土で社内教育を行う為の一定数量以上の自用化粧品サンプルを税関で登録・届出無く輸入可能とすることで、化粧品企業が十分な販売・社員教育体制を整えた上で、中国消費者への販売活動が可能となる。
66		上海市は中国国際輸入博覧会及び国際化粧品大会の開催都市であることなどを踏まえて、上海市において、化粧品分野での先進的な技術（例えば動物代替試験）やパーソナライズを徹底できる化粧品に関する申請や備案を可能とする先行基準づくり等の拠点となることを希望する。	世界の中で特化した化粧品規制を有する中国において、上海市が先行して先進的な取り組みを行うことにより、日系化粧品企業だけでなく、世界の化粧品企業が当地に集結して、上海及び中国における化粧品業界の発展に繋がることが期待される。

大項目	小項目	2020年度建議	効果
67		化粧品監督管理条例改定やその他法令の改正に伴って、化粧品に関する法規制が大きく変化することが予想される。条例等の文言だけでは詳細かつ具体的な適合有無の判断に迷う場合もあり、地方備案におけるトラブルが多数想定されることから、2017年に「浦東新区において導入された輸入非特殊用途化粧品備案管理手順（暫定）」の事例（2018年に「輸入非特殊用途化粧品備案管理が浦東新区から全国展開された「国家薬品监督管理局公告 2018年第88号」」のように、上海市が他地域に先行して、条例や制度等の法解釈に関するオンライン質疑システムの開設を希望する。	オンライン質疑システムの開設により企業が業務実施上、随時各種の質疑応答が出来る仕組みが導入されることで、条例や行政側の運用の意図を理解しやすくなり、企業が法令等を適切に遵守することができるようになり、行政及び企業の双方に取ってより良い運用の展開が期待できる。
68		中国国内生産販売、輸入販売、EC販売など様々な販売形態がある中において、企業が市場抜き取り検査を受検する際、検査対象品が正規販売店での購入品（自社製品）であるのか、もしくは非正規店での購入品（偽物）であるかを、当該企業が事前に確認した上で受検できるようにするとともに、当局がその検査結果を公表する場合には、消費者と当該企業の公平性を保つ運用ルールを策定して頂きたい。例えば、偽物であった場合は偽物と表示して公表したり、非正規店が薬事未取得又は非正規ルートで輸入販売する非正規品については現地法人と関係のない非正規品であることを表示して公表する運用ルールの策定を要望する。また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、EC販売も加速している為、EC販売上の偽物対策の強化を要望する。	正規販売店の保護が実現し、正規輸入品の品質管理の向上が期待できる。また、中国市場に流通する正規販売店の輸入品の品質が担保される。
69	(3)3C認証規制	国家認証認可監督管理委員会と上海自由貿易試験区が協力覚書を締結し、上海自由貿易試験区での3C認証規制の認証プロセスと要提出書類を簡素化するとされていることから、引き続きさらなる簡素化への取り組みを継続して頂きたい。	事業展開する企業のコストの低下が可能となり、2017年3月の上海自貿区の改革開放の全面深化法案における行政簡素化に添う。
70	2. 越境EC	越境ECポジティブリストについて、一般貿易で輸入が許可されているもの（トマトジュース、清酒、鰹節、水溶性食物繊維、飴、チョコレートなど）について追加して頂きたい。具体事例として、トマトジュースはポジティブリストに記載がないという理由で保税庫に入庫できていない。	2017年3月の上海自貿区の改革開放の全面深化法案における、情報の相互連絡・共有する政府サービス体系に添う。

大項目	小項目	2020年度建議	効果
71	3. 通信	2019年6月30日付のネガティブリストで一部緩和が進んだことは評価するものの、① インターネット接続サービスの解禁、② インターネットデータセンター(IDC)業務の解禁、③ 通信エリア限定の撤廃、④ MVNOの解禁、⑤ ICPライセンスの緩和等を引き続きお願いしたい。また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、日中間の人の往来に大きな制限がある中、日系企業や取引先企業がITツールを用いて日本側と容易に情報共有できるよう、ウェブ会議システムの安定した接続環境を整備するとともに、日本のウェブサイトへの自由なアクセスを認めていただきたい。	事業展開に際しての社会インフラである通信環境や情報共有・収集環境が改善することで、企業活動も円滑になり、当地の投資先としての魅力が増す。
72	4. 金融	FT口座は金融自由化を実現する極めて重要な役割を担っている取り組みであり、形だけに止まらず、実体経済に資する企業の日常経営に役に立つように政策設計の検討頂きたい。また、地場銀行をはじめとしたFT口座の良い活用事例等あれば公表をお願いしたい。	2020年までの国際金融センター建設に寄与するものであり、「上海100か条」の自由貿易口座の機能と利用範囲の拡大にも資する。
73		上海市浦東新区人民政府2017年7月12日通知浦东新区'十三五'期間促進总部经济发展財政扶持办法が2020年12月31日で期限を迎えるが、次期通知を前広に公表頂きたい。財政補助などの企業側メリットを早めに知り、対応策を早期に実施したい。	企業が事業計画を立てやすくなる。
74	XI. 地域性外国商会 1. 商工クラブの適法な権益の維持・保護	外商投資法第27条に従い、上海日本商工クラブが法律・行政法規及び規則の規定に照らして関連の活動を実施し、自らの適法な権益を維持・保護できるようお願いしたい。	上海市と在上海日系企業の窓口機能が強化され、上海市の開放政策の推進に資する。
75	XII. 交通	日中両国政府の合意により、両国間の渡航手続きの見直しが進められている。長期滞在を目的としたいわゆるレジデントラックについては、14日間の隔離を受け入れる渡航者も多く、徐々に数が増えている一方、短期出張者は長期間の隔離が受け入れがたく、件数が非常に限られている。隔離政策を運営する上海市政府におかれては、日本の制度を参考にファストトラックの運用を緩和・拡大し、短期出張者が上海到着直後からより柔軟に事業活動ができるようにしていただきたい。	ビジネス推進上、待機(隔離)のないビジネス渡航が必要であること。それが中国ビジネスの発展にも繋がり、中国の経済拡大にもメリットになる。